

参考資料2 子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

参考資料3 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

参考資料4 熊本県子ども・子育て会議条例

○熊本県子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 11 日条例第 51 号)

改正 平成 26 年 10 月 14 日条例第 61 号

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

熊本県子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第 1 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則(平成26年10月14日条例第61号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料5 熊本県子ども・子育て会議委員名簿

平成29年～令和元年

氏名	所属等	備考
荒木 泰臣	熊本県町村会会長	
栗秋 賢和	認可保育所保護者代表（合志市認可保育園連盟保護者会連絡協議会前会長）	
大矢野 隆嗣	熊本県私立幼稚園連合会理事長	
尾道 幸子	元 くまもと江津湖療育医療センター地域療育部長	
加島 裕士	熊本県経営者協会専務理事	
柴田 恒美	NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会協力アドバイザー	
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会会長	
中嶋 憲正	熊本県市長会会長	
田中 広幸	日本労働組合総連合会熊本県連合会副事務局長	
塚本 美津代	熊本県保育協会幹事	
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授	職務代理者
永瀬 義剛	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会顧問	
前田 千恵子	熊本県学童保育連絡協議会副会長	
山並 道枝	熊本子どもと保育の明日を語る会会長	
吉田 道雄	熊本大学名誉教授	会長

令和2年1月～

氏名	所属等	備考
荒木 泰臣	熊本県町村会会長	
山口 里美	熊本県PTA連合会理事	
大矢野 隆嗣	熊本県私立幼稚園連合会理事長	
尾道 幸子	元 くまもと江津湖療育医療センター地域療育部長	
加島 裕士	熊本県経営者協会専務理事	
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会協力アドバイザー	
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会会長	
中嶋 憲正	熊本県市長会会長	
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会副事務局長	
福嶋 義信	熊本県保育協会理事長	
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授	職務代理者
永瀬 義剛	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会顧問	
前田 千恵子	熊本県学童保育連絡協議会副会長	
山並 道枝	熊本子どもと保育の明日を語る会会長	
吉田 道雄	熊本大学名誉教授	会長

参考資料6 熊本県子ども輝き条例

(平成19年10月3日条例第54号)

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みな願ひである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。
- (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

(子どもの育ちの環境づくり)

第4条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。

fl
)

£

fP&

f&£

fl £

f(£

fl

£

*

&

fl

£

+

&

fl

£

&

%